

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年12月9日適當と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から平成22年1月14日まで縦覧に供する。

平成21年12月18日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 御殿地区	高松市産業経済部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高月池地区	"
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三ツの池地区	"